

4 人 第 1 9 6 6 号
令和 5 年 2 月 2 2 日

各 部（局）各 課（室）長
各 出 先 機 関 の 長
県 議 会 事 務 局 総 務 課 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 監 査 総 務 課 長 様
人 事 委 員 会 事 務 局 総 務 審 査 課 長
労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 調 整 課 長
福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
教 育 庁 教 育 総 務 課 長
警 察 本 部 会 計 課 長

人 事 課 長

旅費の減額調整について（通知）

このことについて、福島県旅費取扱規則第18条の規定に基づく内国旅行に係る減額調整の取扱いを、[令和5年4月1日](#)から下記によることとしましたので、お知らせします。

また、これに伴い、旅費の減額調整について（[平成29年10月2日付け29人第1341号](#)本職通知）を同日付けで廃止することとしましたので、併せてお知らせします。

なお、下記によるもののほか、旅費の減額調整が必要と見込まれる旅行がある場合については、事前に本職あて協議のうえ対応することとしますが、その場合、旅費予算額の節減又は不足を理由とする調整は制度本来の趣旨に照らして適当ではないことに留意のうえ、適切に事務処理されるようお願いいたします。

記

1 高速バスを利用する場合の調整

(1) 車賃関係

出張のため高速自動車国道を運行しているバス（以下「高速バス」という。）を利用する場合については、当該利用バス停留所間に係る高速バス運賃を支給するものとする。この場合、以下の点に留意すること。

ア 高速バスを利用する旅行については、旅行命令権者は、職員が庶務システムに登録した利用の有無及び利用区間等を確認のうえ承認するとともに、復命（庶務システムによるもの。以下同じ。）により利用の事実等を確認すること。

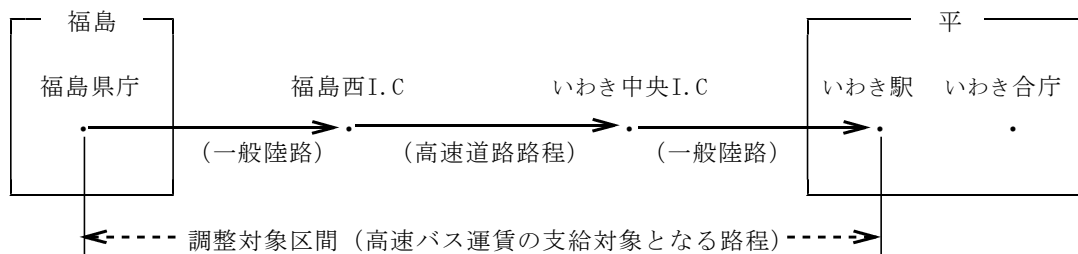
なお、旅行命令時に高速バスの利用が予定されていない場合で、復命時に高速バス利用の事実が確認された場合には、高速バス利用の旅費額による精算を行うこととなること。

イ 高速バス運賃の額は、時刻表等に掲げる通常の運賃額とする。

ウ 高速バス運賃の支給対象となる路程については、利用するバス停留所の存する地域区分間の陸路旅行の路程によること。なお、路程距離の算出に当たっては、県内インターチェンジ間に限り、福島県旅費取扱規則第9条第3項第4号に規定する高速自動車国道のキロ程が適用となること。

ただし、利用するバス停留所のうち県内の地域に存するものが、鉄道駅前停留所又は高速道路インターチェンジ前停留所に該当する場合には、当該鉄道駅又はインターチェンジを高速バス利用に係る陸路路程の起点として、路程距離の算出を行うものとする（2の(1)のウにおいて同じ。）。

〔例〕 県庁前バス停留所からいわき駅前バス停留所まで高速バスを利用した場合



① 高速バス利用区間の路程計算の始点は、県庁前バス停留所の存する地域区分の基点である「福島県庁」となり、同路程計算の終点は、いわき駅前バス停留所が鉄道駅前停留所に当たることから「いわき駅」となる。

② 福島西I.C.～いわき中央I.C.間の路程距離は、高速自動車国道のキロ程となる。

(2) 宿泊料関係

深夜の時間帯に運行している高速バスを利用して旅行する場合、当該バスを利用することにより当夜において固定宿泊施設に宿泊しないこととなるときには、当夜に係る宿泊料を福島県旅費条例別表第1に規定する食卓料の額に相当する額に減額して支給するものとする。

(3) その他

出張のため、「医大経由南相馬線」及び「福島線（南相馬－福島駅西口）」のバスを利用する場合の車賃が、当該各路線における最高運賃額（時刻表等に掲げる通常の最高運賃額）を超える場合には、同運賃額を支給するものとする。

2 通勤手当との調整

(1) 通勤用定期乗車券を使用する場合の鉄道賃及び車賃の調整

出張において、通勤用定期乗車券（以下「定期券」という。）を使用することにより当該旅行に係る鉄道賃、車賃の全部又は一部を要しないこととなる場合については、当該不要となる額を減額した旅費を支給するものとする。

この場合、以下の点に留意すること。

ア 旅行命令時に定期券の使用が見込まれる場合については、旅行命令権者は、職員が庶務システムにより登録した利用の有無及び利用区間等を確認のうえ承認するとともに、復命により利用の事実等を確認すること。

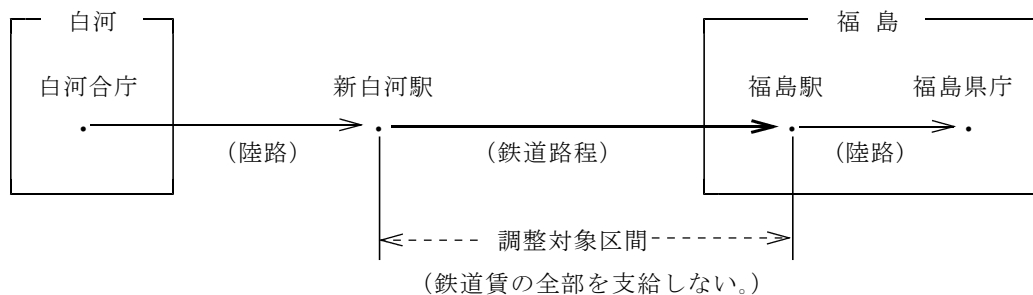
なお、旅行命令時に定期券の使用が予定されていない場合で、復命時に定期券使用の事実が確認された場合には、定期券使用の旅費額による精算を行うこととなること。

イ 特別急行列車（ただし、新幹線を除く。以下同じ。）による旅行について定期券使用による鉄道賃の調整を行う場合、利用する列車によって不要となる鉄道賃の額が異なることがあるため、現に利用した列車に即して当該額の計算を行うこと。

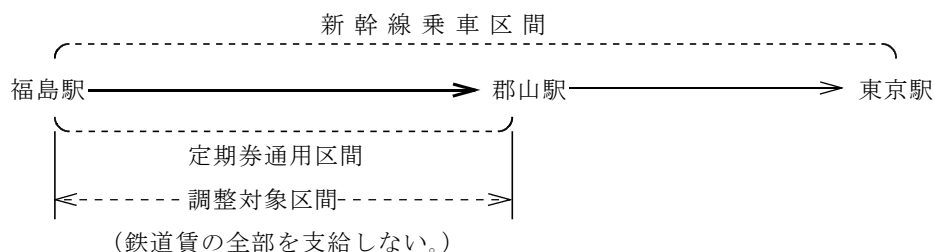
ウ バスによる旅行について定期券使用による車賃の調整を行う場合、当該定期券に係るバス停留所の存する地域区分間の陸路路程により計算される車賃を減額すること。

なお、1の(1)のウただし書該当の場合は、同様の取扱いとなるので留意すること。

〔例1〕 白河合同庁舎から県庁まで新幹線を利用して旅行する際、新白河駅～福島駅間の通勤用新幹線定期乗車券を使用した場合

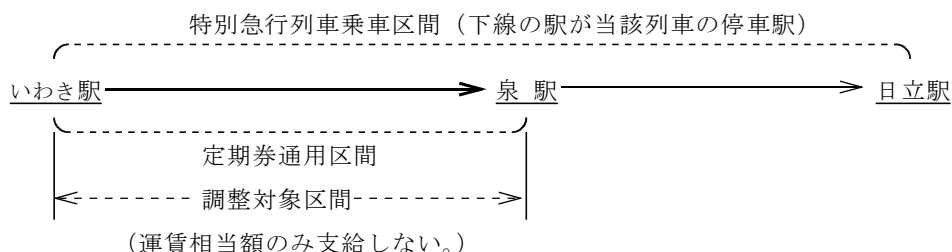


〔例2〕 福島駅から東京駅まで新幹線を利用して旅行する際、福島駅～郡山駅間の通勤用新幹線定期乗車券を使用した場合



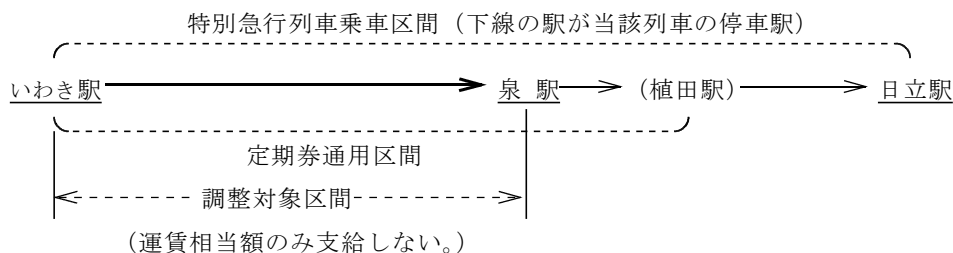
- ① 福島駅～郡山駅間有効の定期券の使用により、同区間の新幹線乗車料金を負担していないため、当該区間については鉄道賃の全部を支給しない。
- ② 職員に支給される額は、郡山駅～東京駅間の新幹線利用に係る鉄道賃の定額となる。

〔例3〕 特別急行列車を利用して旅行する際、一部区間につき在来線定期券を使用した場合



- ① いわき駅～泉駅間有効の定期券の使用により、同区間の運賃部分を負担していないため、当該区間については運賃相当額を支給しない。
- ② 職員に支給される額は、泉駅～日立駅間の在来線利用に係る運賃の定額といわき駅～日立駅間の急行料金等の定額の合計額となる。

〔例4〕 特別急行列車を利用して旅行する際に、一部区間について在来線定期券を使用した場合（在来線定期券の通用区間の一部が利用した列車の停車駅に含まれない場合）

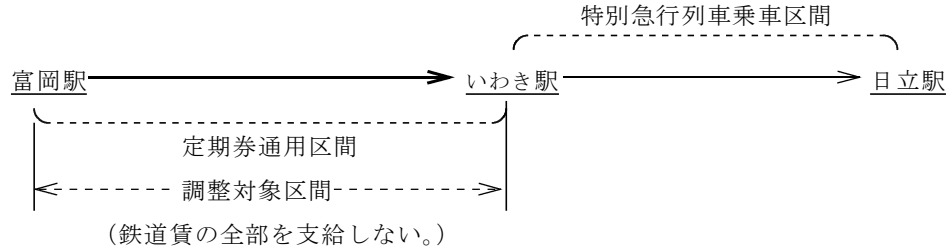


- ① いわき駅～植田駅間有効の定期券を使用したがる、植田駅が利用した列車の停車駅ではないことから、いわき駅～泉駅間の運賃部分のみ負担しないこととなったため、当該区間については

運賃相当額を支給しない。

- ② 職員に支給される額は、泉駅～日立駅間の在来線利用に係る運賃の定額といわき駅～日立駅間の急行料金等の定額の合計額となる。

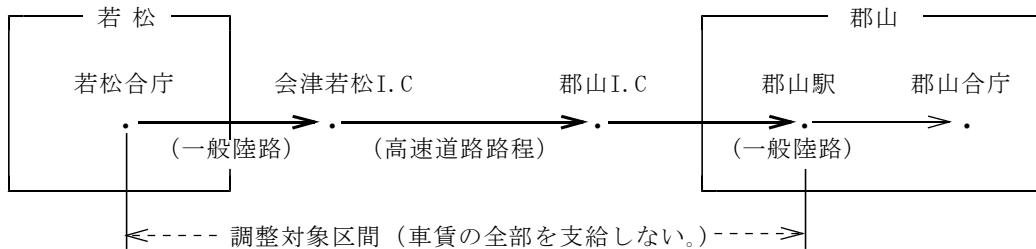
〔例5〕 通常は特別急行列車利用による鉄道賃が支給される旅行の一部区間について、在来線定期券を使用して特別急行列車以外の列車を利用した場合



- ① 富岡駅～日立駅間は急行料金等が支給される路程距離があるが、富岡駅～いわき駅間有効の定期券を使用して同区間の普通列車を利用し、いわき駅～日立駅間のみ特別急行列車を利用したため、富岡駅～いわき駅間については鉄道賃の全部を支給しない。

- ② 職員に支給される額は、いわき駅～日立駅間の鉄道賃の定額となる。

〔例6〕 会津若松合同庁舎から郡山合同庁舎まで旅行する際、会津若松合同庁舎前停留所から郡山駅前停留所まで定期券を使用して高速バスを利用した場合



- ① 会津若松合庁前停留所～郡山駅前有効の定期券の使用により、会津若松合同庁舎(「若松」の基点)～郡山駅間の高速バス運賃を負担していないため、当該区間については車賃を支給しない。

- ② 職員に支給される額は、郡山駅～郡山合同庁舎(「郡山」の基点)間の陸路路程に応じた車賃の定額となる。

(2) 回数乗車券等を利用する場合の鉄道賃及び車賃の調整

居住地から直ちに出發又は居住地に直ちに帰着する旅行、あるいは居住地から直ちに出發し、居住地に直ちに帰着する旅行の場合に限り、当該旅行に係る鉄道賃、車賃の全部又は一部を要しないこととなる場合については、定期券を使用する場合の調整に準じて取り扱うこと。

(3) 自動車等通勤手当認定者が私有自動車により出張する場合の車賃の調整

ア 調整対象となる旅行

次のすべてを満たす場合であること。

- (ア) 福島県旅費取扱規則第11条に規定する私有自動車による旅行で、職員の給与の支給に関する規則第19条第4項第1号に規定する自動車等交通用具により通勤手当が認定されている職員(ただし、併用職員は除く。)の通勤と同一方法による旅行

- (イ) 居住地から直ちに出發又は居住地に直ちに帰着する旅行、あるいは居住地から直ちに出發し、居住地に直ちに帰着する旅行

イ 調整の方法

次のいずれかに該当する場合については、車賃を支給しないこと。

- (ア) 用務地と居住地が同一地域（条例第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）の場合（用務地が複数あり、その中に同一地域以外の地域が1つでも含まれている場合は除く）

ただし、用務地と居住地が同一地域の場合で、居住地から直ちに出發し、居住地に直ちに帰着する旅行については、居住地等の地域内における旅行であることから調整は行わないものとする。

- (イ) 用務地と在勤地が同一地域の旅行の場合（用務地が複数あり、その中に同一地域以外の地域が1つでも含まれている場合は除く）

3 午前零時を跨ぐが宿泊をしない旅行をした場合の宿泊料及び日当の調整

午前零時を跨ぐ業務等のため2日にわたる旅行であるが宿泊をしない場合については、当夜に係る宿泊料を支給しないものとする。

また、この場合の日当の支給については、日帰り旅行の場合に支給される額を支給するものとする。

〔例〕 次のような路程距離100km以上の県内旅行を行った場合（知事等以外、公用車使用）

21:00 (第1日) 0:00 (第2日) 5:30
公署出發 → (旅行先での用務) → 公署帰着

- この場合、日当650円及び早朝出發等定額1,300円（夜間出發分と早朝帰着分の合計額）が旅費として支給される。

4 宿泊施設の指定等がある場合の宿泊料の調整

業務上の必要から主催者指定の施設に宿泊しなければならない場合等で、次のいずれかに該当する場合については、当夜に係る宿泊料を実費額に減額して支給するものとする。

なお、同様の事情により宿泊料を増額する必要がある場合については、人事課長への協議が必要であることに留意すること。

- (1) 県主催業務の場合（他課主催業務に単に参加する場合には、(2)に該当。）

以下の全ての要件を満たすこと。

ア 当該宿泊施設を選択又は利用しなければならない公務遂行上の理由があること。

イ 当該宿泊施設の宿泊料金について宿泊料の対象とすべき金額（1泊2食付きの料金。1泊1食付き又は素泊まりの場合は、5(2)ウ又はエを踏まえて調整した料金をいう。以下同じ。）が確認できること。

- (2) 他団体主催業務の場合

以下の全ての要件を満たすこと。

ア 主催者から宿泊施設を指定（単なる宿泊施設の斡旋は含まない。）され、当該宿泊施設に宿泊しなければならないことが、開催通知等で確認できること。

イ 当該宿泊施設の宿泊料金について宿泊料の対象とすべき金額が確認できること。

- (3) 留意事項

宿泊施設の指定等がある場合には、主催者が斡旋する宿泊施設に会議出席報告等と併せて宿泊の申込みを行っていることを旅行命令権者が事前に確認できる場合も含まれること。

5 その他の場合の調整

(1) 自宅、実家及び友人宅等に宿泊した場合の宿泊料の調整

宿泊を伴う出張を命ぜられ自宅、実家及び友人宅等に宿泊した場合については、宿泊料の負担がないものとして、旅行終了後に当該職員から申し出があった場合には、当夜に係る宿泊料を支給しないものとする。

(2) 日当及び宿泊料の調整

日当の概ね半分は昼食代等であるとの旅費法の解釈及び宿泊料の中の夕食代及び朝食代も同様の考えで整理している実態を踏まえ、以下のとおり調整することとする。

なお、同様の事情により日当及び宿泊料を増額する必要がある場合については、半日当額以上の食事代の支給が適切かどうかを慎重に判断したうえで、人事課長へ協議すること。

ア 県外旅行で日当定額を支給される旅行日において、職員の負担がなく無償で昼食を提供される場合（負担金等で全額別途支給される場合を含む。）については、当該日の日当を定額の2分の1の額（以下、「半日当額」という。）に減額して支給するものとする。

イ 県外旅行で日当定額を支給される旅行日において、昼食が有償で提供される場合（負担金等で全額別途支給される場合を除く。）について、その金額が会議資料等で明らかであり、食事の申込みを行っていることを旅行命令権者が確認できる場合は、昼食代相当の半日当額を実費額に減額して支給するものとする。

〔例〕 昼食が700円で提供されることが会議資料等で確認できる場合

- ・ 昼食代相当の半日当額1,300円を600円減額し700円とする → 日当2,000円を支給

ウ 宿泊料を支給される旅行日において、職員の負担がなく無償で夕食、朝食のいずれか又は両方を提供される場合（負担金等で全額別途支給される場合を含む。）の宿泊料については、当該日の宿泊料から無償となる食事1食につき半日当額を減額して支給するものとする。

エ 宿泊料を支給される旅行日において、夕食、朝食のいずれか又は両方が有償で提供され（負担金等で全額別途支給される場合を除く。）、その金額が会議資料等で明らかであり、食事の申込みを行っていることを旅行命令権者が確認できる場合は、夕食代、朝食代のいずれか又は両方の金額相当の半日当額を実費額に減額して支給するものとする。（夕食代及び朝食代の合計が日当定額の範囲内であっても、食事1食当たりの金額が半日当額を上回る場合については、人事課長への協議が必要であることに留意すること。）

なお、4に該当する場合は、宿泊料金も併せて調整することとし、1泊1食付き又は素泊まり等により食事が提供されない場合は、1食分として半日当額を加算すること。

〔例1〕 朝食が700円で提供されることが会議資料等で確認できる場合

- ・ 朝食代相当の半日当額1,300円を600円減額し700円とする
→ 宿泊料11,200円を支給

〔例2〕 宿泊施設の宿泊料金（素泊まりの料金）が7,000円であり、夕食が1,000円、朝食が700円で提供されることが会議資料等で確認できる場合

- ・ 宿泊料金を実費額の7,000円に減額する
 - ・ 夕食代相当の半日当額1,300円を300円減額し1,000円とする
 - ・ 朝食代相当の半日当額1,300円を600円減額し700円とする
- 宿泊料8,700円を支給

〔例3〕 宿泊施設の宿泊料金（1泊朝食付きの料金）が7,700円であることが会議資料等で確認できる場合

- ・ 宿泊料金（1泊朝食付き）を実費額の7,700円に減額する
 - ・ 夕食が提供されないため半日当額1,300円を加算
- 宿泊料9,000円を支給

※ 〔例1〕～〔例3〕については、すべて知事等以外の職にある者とする

(3) 県内公署に勤務している県外居住者が県内用務地に出張した場合の日当の調整

県外に居住し県内公署に勤務している職員が、県内の用務地に出張する場合で、次のすべての要件を満たす場合については、県内旅行者との均衡を考慮し、当該日の日当を県内旅行の区分の日当の額に減額して支給するものとする。

ア 居住地から直ちに出發又は居住地に直ちに帰着する旅行、あるいは居住地から直ちに出發し、居住地に直ちに帰着する旅行

イ すべて県内用務地である旅行

(4) 学生及び障がい者に対する割引運賃を利用する場合の鉄道賃及び車賃の調整

出張において、学生及び障がい者に対する割引運賃（以下「割引運賃」という。）を利用することにより当該旅行に係る鉄道賃、車賃の全部又は一部を要しないこととなる場合で、割引の内容等が鉄道会社等のホームページで確認できる場合には、当該不要となる額を減額した旅費を支給するものとする。

この場合、旅行命令時に割引運賃の利用が見込まれる場合については、旅行命令権者は、職員が庶務システムにより登録した利用の有無及び利用区間等を確認のうえ承認するとともに、復命により利用の事実等を確認すること。

なお、旅行命令時に割引運賃の利用が予定されていない場合で、復命時に割引運賃の利用の事実が確認された場合には、割引運賃利用の旅費額による精算を行うこととなるので留意すること。

6 その他

- (1) 以上の減額調整措置については、職員の旅行について適用するものとする。ただし、福島県旅費条例第14条に規定する証人等の旅費を支給する場合において、職員の旅費との均衡上その他の事情による必要性があり、かつ職員の場合と同程度にその旅行実態を確認することが可能であると旅行命令権者が認める場合には、同様の調整を行うことができるものとする。

なお、以上の減額調整措置については、赴任旅費への適用がないことに留意すること。

- (2) 以上の減額調整を行った場合、庶務システムに減額調整内容の入力等を行うことにより、福島県旅費支給事務取扱要綱第25条に規定する調整文書による職員業務課長への通

知は、これを不要とすること。

- (3) 庶務システムにより旅行命令の申請を行わない公署については、庶務システムにより旅行命令の申請を行う公署に準じて事務処理を行うこと。

(事務担当 人事課 電話 024-521-7035 内線2137～2139)